

ボランティア活動についてご理解いただくとともに、依頼内容について、次のことをご確認ください。

- ①ボランティアが担うべきことですか？
- ②受入の体制は整っていますか？
- ③対等な関係を築いていますか？

※ボランティアは安い労働力ではありません。

1. ボランティア依頼相談

ボランティアを依頼するにあたって、次のことを伺います。

- ①内容（理由）
- ②日時、場所
- ③ボランティアについて（人数など）
- ④費用弁償（交通費や食事等の有無）※1
- ⑤その他ボランティア活動にあたって想定されることなど

上記の内容を基に、ボランティアの方へ活動依頼をいたします。

2. ボランティアを依頼する前に

ボランティア活動者と会って、ボランティア活動の詳細や条件（活動時間、費用弁償※1）等を確認して下さい。もし、「お願いするのは難しいかな？」と思ったら断ることもできます。また、断られることもあります。断る時は必ず社会福祉協議会を通してください。

3. ボランティアの依頼が決まったら

依頼内容の変更及び、急用や急病・予定の変更等によりボランティアが不必要となった場合は、速やかに社会福祉協議会もしくはボランティア活動者に連絡してください。



ボランティア依頼5か条

1. 受入れの体制を整えてください。ボランティア依頼者本人以外の関係者（ご家族の方等）にもボランティア活動者に依頼したことを伝えてください。
2. 約束事を確認し、守ってください。
3. 対等な関係を心がけてください。
4. 依頼内容を変更する場合は、ボランティアセンターを通してください。
5. ボランティア活動中に事故がおきたら、まず社会福祉協議会に連絡を！

❖場合によっては、ボランティアさんの急な事情により、当日の活動が出来ないこともありますので、ご了承下さい。



※1 費用弁償

（ひょうべんしょう）って？
最近では、活動にかかる交通費等の実費相当分について、ボランティア依頼者が負担する場合があります。それを費用弁償といいます。活発に継続的に活動してもらうためにもご検討下さい。